

第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版(案) パブリックコメント県民意見一覧

【計画の内容に関すること】

項目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
1	計画全体	・実行できるものから着実に取組を進めてまいります。
2	・通常学級に在籍して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加していると実感している。	<p>・本県の通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は年々増加傾向にあります。しかし、通級指導教室の設置数は大きく増加することなく60教室を推移している状況です。通級指導教室には、「自校通級」、「他校通級」、「巡回通級」と3つの形態がありますが、通級指導教室のない学校については、教員が児童生徒の通学している学校に巡回して指導を行う「巡回通級」が、児童生徒に負担が少なく、学ぶことのできる方法であると考えています。</p> <p>取組を進めるにあたって、巡回する教員一人あたりの担当児童生徒数や巡回する学校との連絡調整等の「巡回通級」の在り方を、市町村教育委員会と連携しながら研究・実践し、効果的なモデルを提示できるよう取組を進めてまいります。</p> <p><第2章 I障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学校等、高等学校 ①特別支援学級、通級による指導の教室のあり方 に記載></p> <p>・聾学校における通級指導については、現在の状況を踏まえながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒にどのような方法で実施すれば、より効果的な指導を行うことができるかを検討してまいります。</p>
3	・通級指導の目的が、「今は通常学級で学ぶことに困りを抱えているが、いずれは通常学級で学ぶため」というものでなく「通常学級で学ぶことができないので別に分けて勉強をする」といった分けるための手段になっている気がする。	
4	・地域の学校で学び続けられる場を保障する上で必要で欠かれない整備になると思う。近年の特別支援教育の需要急増を実感している。義務教育における特別支援教育の目的は、あくまで「過ごすべき学年の学級で、学ぶことの困りが生じているので支援する」のであり、「手段として一時的に分けて指導する」ことはあっても、決して「勉強ができないから分ける」わけではない。「勉強ができないから個別に分けてできるようにする」ことを目的とするのであれば、それは分断教育を助長するものでありインクルーシブ教育の理念に反するので、システムとしては推進してほしくない。	
5	・通級による指導を受けている児童生徒数が増加傾向にあるにもかかわらず、通級指導教室の設置数が増えていないのは、子どもたちの学びの充実につながっていない。	
6	・通級指導教室の更なる拡充は必至であると考えます。	
7	・「他校通級」を行っていた子どもにとっては、子どもや保護者の負担を考えると、教員が来てくれるという点で「巡回通級」はよい。	
8	・「巡回通級」の指導が増えることは、支援が必要な児童生徒にとって環境が変わらず、安心して学習に取り組めることができるので、ぜひ進めていただきたい。	
9	・「巡回通級」担当となった教員は、移動の時間が必要となり、担当できる授業時数も減少する、相手校との時間調整など負担が危惧される。	
10	・「巡回通級」をするならば、担当教員を増やす、担当する子どもの数を減らすなどの策が必要。	
11	・本校では、自校通級を行いつつ、同じ職員が巡回通級を行っている。日程調整など毎週苦慮している。担当人数も多いと感じる。自校通級ができるようにしてほしい。	
12	① 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方 ・通級指導は教員の高度な専門性がかなり必要とされるため、人事異動を含めたシステム作りなど担当者の人材配置・確保が課題である。	
13	・「巡回通級」に専門職、OT(作業療法士)を導入してほしい。作業療法士は行動面、認知面のアセスメントを得意とするので、インクルーシブ教育が実現しやすくなる。	
14	・巡回通級のモデルについて、小・中学校だけでなく、高校のモデルも積極的に検討してほしい。	
15	・空き教室のない状況から「巡回通級」のための教室確保が難しい。まず物理的なスペースの確保などの環境整備をしてほしい。	
16	・子どもにも教員にも無理なく効果のある指導が可能なのは「自校通級」である。	
17	・「自校通級」よりも「巡回通級」が優先される理由が「効率的に」という言葉しかない。何をもちて効率的なのかわからない。それぞれの学校において「自校通級」の形で実施する、担当者が子どものそばにいるのが最も効果的である。	

18		・通級の指導を必要とする児童生徒にとって、自校で、普段の様子を知っている自校の教員による指導が欠かせないものであると考える、そのうえで、専門の知識や技術を持った担当教員が巡回してきて支援できる体制をとっていただきたい。たまにしか会わない専門家に子どもたちがどのように心を開き、どんな成長を見せてくれるの想像ができない。改訂の文言中にある「効率的に」は、「予算面・経済的に…」を意味しているように感じて残念ではない。	
19		・「自校通級」を充実させるためには人材が必要である。教職員だけでなく、様々な立場の専門家と連携していくことが大切である。	
20		・通級指導を必要とする子どもや保護者の願いを受け止めた対応になるようお願いしたい。	
21		・聾学校には県下で唯一の難聴通級教室が設置されている。以前は各学校を巡回しながら指導を行っていたが、数年前に「他校通級」に変更したところ、指導を受ける児童生徒数は半減した。通学に要する時間、保護者の負担などが要因と考えられ、地域格差も生まれてきていると感じる。	
22		・地域の学校の環境を把握しつつ支援できる「巡回通級」は、地域の学校で学ぶ聴覚障がいの児童生徒には重要と考える。「巡回通級」を推進して、難聴児の効果的支援が継続して行われることを願う。	
23		・聴覚障害児は、本人も他人と聞こえを比較できないので、正しい障害認識ができず、不便な生活や正しい情報共有ができていないこともあり、学習の遅れやいじめに遭うケースもある。そのような児童生徒にも「巡回通級」の支援が効果的に行われると思う。	
24	② 管理職の特別支援教育への意識向上	・インクルーシブ教育を実現するためには、管理職の理解は不可欠である。	<p>・管理職の専門的研修の実施については、インターネット等を用いて、管理職が受講しやすい研修の体制整備をすることで受講促進を図ります。また、研修の内容についても、児童生徒のニーズ、地域や学校のニーズに合ったものになるよう検討していきます。</p> <p><第2章 1障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学校等、高等学校 ②管理職の特別支援教育への意識向上 に記載></p>
25		・特別支援教育ではなく、インクルーシブ教育についての研修実施を望む。	
26		・地域の学校での特別支援教育の充実は、管理職だと思う。支援学校訪問を研修内容に取り入れるなど、管理職研修の充実を進めてもらいたい。	
27		・研修内容をインターネットで公開し受講しやすくするのは期待できる。	
28	③ 公立高等学校における特別支援教育の推進	・障がいのある子どもの地域の学びに、特別支援教育支援員の配置は必要不可欠であるので、配置の促進を進めてほしい	<p>・公立高等学校において特別な教育的支援を必要とする生徒は年々増加傾向にあり、高等学校への特別支援教育支援員の配置も増加傾向にあります。引き続き、特別な教育的支援を必要とする生徒が学校の授業や生活で困りを生じることのないように、特別支援教育支援員の配置を促進し、公立高等学校における特別支援教育の推進を図っていきます。</p> <p><第2章 1障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (1)幼稚園、小・中学校等、高等学校 ③公立高等学校における特別支援教育の推進 に記載></p>
29		・特別支援教育支援員の配置促進をすることで、生徒の困りを早めに把握、解決できるのではないかと期待している。	
30		・支援員の配置はよいが、支援員に指示を出す教員側の専門性の向上が望まれる。	
31		・高等学校における支援の充実をし、支援を必要としている生徒の学びの保障や未来に向けて道を切り拓き選択肢を広げることができることを期待する。	
32		・公立高等学校の特別支援教育が充実し、自立や社会参加がスムーズにできることを願う。	
33		・生徒の障がい特性の理解について、小・中学校に比べ温度差を感じる。	
34		・不登校、退学の理由の一つとして、特別な支援を必要な生徒が多いと考える。早急な対応が必要。	
35		・生徒一人一人の教育的ニーズの把握、教育環境の整備の強化を求める。	
36		・高校に至るまでに医療的機関を受診せずにいた生徒が、高校生活で不適応になるケースも多い。	
37		・専門性の向上の中心となるのは、特別支援教育コーディネーターと思うが、高等学校では、特別支援教育コーディネーターは専任ではなく、教育相談や人権教育担当と兼務しているケースも多い。高等学校の特別支援教育コーディネーターが専任で活動できることが、高等学校の特別支援教育の専門性向上につながると思うので検討してほしい。	

38		・現状を考えると概ね賛成。病院併設校である鶴見校や石垣原校の幼児・児童生徒の重度重複化は進み医療機関との連携の課題も大きく、別府支援学校本校の児童生徒の実態やニーズの隔たりは大きいからである。加えて、本校への入学・転学希望の急増も教育現場において実感している。	
39		・別府支援学校本校の児童生徒数の増加について分析が必要。	
40		・現在の教育観についていけない児童生徒が「あぶりだされた」結果、別府支援本校の児童生徒増加につながったと考える。	
41	④ 別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備	・精神疾患のある病弱児童生徒の増加の原因はどこにあるのか。義務教育の中で「できる」が正義とされた「点数学力」、またゲーム性やチームワーク、体を動かす楽しさは求められない数字だけを抽出する「体力測定」など競争主義の中で一方的な価値観を押しつけられ、自尊感情を育めずに不登校になったり二次障がいを発症したりして、行き場をなくしてしまった子どもたちがたくさんいるのではないかと危惧している。そんな子どもや保護者が、それでも「学びたい」「学ばせたい」と救いを求める場になっているのが、別府市でいえば別府支援学校本校になっているのではないかと。そうであるならば、「わかる」「できる」で分断している教育の在り方こそが問題であり、学校教育全体の中で「インクルーシブ教育」を見直す時にきているのではないかと危惧している。	・別府支援学校本校、鶴見校、石垣原校の再編整備については、それぞれの学校に通学する児童生徒の障がいの実態や教育的にニーズに合わせて、より効果的な教育を実施することができるように、校舎等の施設設備の整備を含めて計画を進めていきます。 ＜第2章 1障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (2)特別支援学校 ④別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備 に記載＞
42		・別府支援学校本校での発達障がいの児童生徒を受け入れるための環境整備(準じた教育課程、高校卒の資格、通学手段、寄宿舎利用、市外までのスクールバス運行、医療との連携)を検討してほしい。	
43		・小学校特別支援学級には、発達障がいの児童が複数在籍しているが、彼らは国語算数中心の教科学習は受けているものの、発達障がいに特化した教育は受けられていない。	
44		・別府支援学校石垣原校に医療的ケア児も通学できるようにしてほしい。理由として、①万が一の状況にあるとき、病院がすぐならば医療的ケア児も安心して通学できる ②新型コロナウイルスや他の感染症など罹患すると重症化しやすいので、できるだけ少ない人数の学校へ通学したいという希望がある。	
45		・現在、毎日保護者が学校まで車で送迎している。本人は元気なのに、保護者の都合で学校を休まざるを得ないことも多い。医療的ケア児の学校の登下校の送迎についても考えていただきたい。	
46		・大分支援や新生支援の教室数不足は緊急課題であるが、解消の方法として新たな支援学校を設置するのは再考すべき。	
47		・現在の能力によって分断する教育を改めない限り、県内各地で年々特別支援学校入学・転学希望者は増え、新設で対応するのはその費用の莫大さを考えると不可能と思う。	
48		・教室数不足解消の方法として、「地域の学校の空き教室を借用する」方法もある。新設校建設のコストと比較しても教室の改修ですむことから効果的である。	
49	⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備	・大分市の新設特別支援学校について、転校を一齐にするといった説明があった。移行期間はなく、新設校、現在通っている学校のどちらに通うかの選択はできないとのこと。一齐に転校というのに不安を感じる。例えば、今年度高等部に入学した生徒は高3の1年間のみ新設校に通うことになる。高3は進路決定、学生生活の集大成となる大事な学年である。進路は1～3年の3年間を通して見極め、決定をしていく。3年間同じ学校に通えないことは、生徒の不利益になると思う。特別支援学校には、新しい環境に順応することが難しい、または時間のかかる生徒がいる。高3の1年間のみで、新しい環境に慣れさせ、進路決定をしていくことは時間的に余裕がなく混乱するのではないかと大変心配している。令和4年度、令和5年度高等部入学の生徒は、新設校と現在通っている学校のどちらかを選択できるように移行の措置、期間をとることはできないか。教室が足りないのは重要な問題であると思う。早急に取り組むべき問題であるが、生徒の立場にたった判断をお願いしたい。一齐転校を柔軟に対応していただきたい。	・大分地区新設特別支援学校については、令和6年4月の開校に向けて、既存の旧舎学校の校舎の改修や教育課程の策定等の準備を進めていきます。 ・また、大分地区新設特別支援学校への転校に関する手続きについては、児童生徒や保護者への説明を重ねながら、慎重に進めていきます。 ＜第2章 1障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備 (2)特別支援学校 ⑤知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備 に記載＞
50		・障がいのある子どもが増加して教室が足りない。パーテーションや仕切り工事、エアコン完備など環境を整えてほしい。	
51			

52	④、⑤共通	・特別支援学校の再編整備については、本人・保護者・教職員の意見を十分に聞きながら進めてほしい。	・各再編整備計画については、児童生徒のニーズを的確に把握しつつ、保護者や教職員の意見を参考にしながら取組を進めていきます。
53		・該当校には準備委員会等を設置し、現場の意見を十分に反映できるようなスケジュールで準備を進めてほしい。	
54	⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築	・子どもたちが適切な支援が受けられるように専門的な指導助言のシステムがあることにとっても感謝している。個別の指導計画を作成するだけでなく、実際の指導に役立てるための指導助言であってほしい。	・幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築については、特別支援学校のセンター的機能や各教育事務所エリアごとに配置された個別の指導計画推進教員を活用しながら、幼稚園、小・中学校等、高等学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする全ての幼児児童生徒において個別の指導計画が作成されるよう取組を進めていきます。 ・個別の指導計画推進教員の役割や活動事例の紹介などにより、積極的な活用を促し、個別の指導計画の質の向上にも取り組んでまいります。 ＜第2章 Ⅰ障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備（2）特別支援学校 ⑥幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築 に記載＞
55		・WISCなどの検査が受けられる施設も少ないので、システム強化のため、専門的人員の増員を願う。	
56		・個別の指導計画の質の向上のためには、児童生徒一人一人のアセスメントが必要である。教諭とともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、作業療法士の評価内容が加わることで質の向上が図れると考える。	
57		・「通常学級における特別な教育支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成」とあるが、すばらしい手立てであり理想である。しかし、通常学級にその対象になる児童生徒が複数人では収まらないくらい在籍するのが実情である。学級担任の業務の煩雑さを考えれば、その個別の支援計画を勤務時間内に作成できるくらいの学級定数にし、大胆な業務改善を打ち出してこそ成立することだと思う。業務だけ増やすのであれば、立派な紙面は残っても、担任が子どもたちのために使える時間も心の余裕も削られただけで終わってしまう。	
58	⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化	・外部人材を活用することによって、様々なアイデアが出て、先生方の負担も減らすことができると思う。	・幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への支援については、学識関係者や福祉関係者等から成る専門家チーム会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、作業療法士などさまざまな外部人材を活用しながら、幼児児童生徒がよりよい支援を受けることができるように、対応を強化していきます。 ・外部人材の活用事例を特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で紹介するなど、各園・学校が外部人材を積極的に活用することができるような取組を検討していきます。 ＜第2章 Ⅱ特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上（1）多様な障がいへの対応 ⑦外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化 に記載＞
59		・外部人材が誰のことを指すか明記されていない。	
60		・「専門家チーム」だけでなく、「保護者代表」や「障害者団体」なども関わることができるようにしてほしい。	
61		・専門家チーム会議を利用したことがある。貴重な助言をもらっているが、その後現場で工夫・改善しようとした時、うまくいかないことも多く、そのような時に、特別支援教育コーディネーターを介して、専門家の方と相談できるようフォロー体制があるといいと思う。専門家から出された意見をまとめ、具体的な支援方法などをアドバイスしてもらえると現場にとって効果のある施策となると考える。	
62		・各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は必要だと思うが、全ての学校に一律でなくてもよいのではないかと考える。小規模校は時間数を削減する、必要などきに申請して来てもらうなど実状に合った配置をし、必要としている学校に優先して配置してほしい。	
63		・スーパーバイザー（SV）といわれる発達障害の支援に専門的な人材を研修に活用できないか。	
64		・一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図るために、児童生徒の行動面、認知面、操作面のアセスメント、対応が得意なスクールOT（作業療法士）の導入を検討してほしい。	
65	・幼児児童生徒一人一人に適切な個別の指導計画を立案し実現していくことは非常に大変。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置だけでなく、個々の行動面、認知面の対応を得意とするスクールOT（作業療法士）の導入を検討してほしい。		

66		・発達障がいに関しては、研修の成果等で年々明らかになってくることも多いので、免許取得後も最新の見識が深められるような研修の機会の確保をお願いしたい。	
67		・原則、特別支援学級の担任には、特別支援学校の教員免許取得を目指してほしい。そのために、免許状を取得しやすい環境を作ってほしい。	
68		・小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に取り組んでほしい。	
69		・今の教員採用試験などを考えると「免許保有率」にこだわるべきではない。	
70	⑧ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上	・教員の人員不足、採用試験受験者の定員割れの現状で、免許の保有にこだわる必要があるのか。知識での専門性よりも、現場で学ぶことがたくさんある。特別支援学校に異動して、中に入ったからこそ学べる、わかったことは多く、そして必要な知識はその時に必然的に学んだし、研修も深めた。体験、経験こそ財産だと実感している。それよりも、人員不足の方が、教職員の心身の健康を脅かし、ひいては子どもたちの教育環境の整備にも影響を及ぼすほどの大きな問題だと思う。	<p>・特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年90%以上の高い水準を維持しているものの、県立学校教職員人事異動実施要綱で定められているように、特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率100%を目指します。</p> <p>・併せて、特別支援学校教諭免許取得後にも、引き続き専門性の向上を図ることができるよう研修の機会等の確保に努めていきます。</p> <p>＜第2章 II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (1)多様な障がいへの対応 ⑧特別支援学校教諭免許状保有率の向上 に記載＞</p>
71		・現在支援学校に勤務している方に「免許保有」を求めるのであれば、準ずる教育で教科指導を行う先生についても同様に臨時免許ではなく免許取得を求めるべきである。	
72		・近年の新規採用者の多くは「病弱」領域の免許を保持していない人も多い。病弱対象の特別支援学校では、「病弱」領域の免許保持を採用や人事異動の際の条件にする等の検討をお願いしたい。	
73		・「個別の配慮」を「合理的配慮」とする誤った認識を変える研修を行ってほしい。	
74		・OJTでの研修はよいが、実際に教育を受ける児童生徒たちが困らないよう、不平等にならないよう対応が必要である。	
75		・少数の専門家の育成に予算をかけるよりも、多くの教員が知識を得る事に比重をかけるべきだと考える。また、免許状保有率の向上を謳うのであれば、教員が日頃の業務をこなす日常の中で学習するための、時間と心の余裕を確保していただきたい。同じように、様々な研修も教員が忙しい学校現場を抜けて参加することで、さらに疲弊が増し、多忙化が進むことを想像し理解してほしい。	
76		・一部の教員に負担がかからないように、指導・助言等ができる専門性の高い教員の育成に力を入れてほしい。	
77	⑨ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進	・学校現場で主幹教諭は教務に関わる業務に従事することが多く、必ずしも専門性が高いとは限らない。よって児童発達支援管理責任者などの外部人材を積極的に活用することが、子どもの学びの保障の観点からも望ましい。何もかも学校だけで引き受けるのではなく、特別支援教育も様々な人の手を借りながら推進していくことが、これからの時代にあるべき姿ではないか。	<p>・特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障がいの程度や特性の多様化により、教育的ニーズも多様化しています。それらのニーズに応えるためには、より質の高い個別の指導計画を作成し、その計画に基づいて支援を展開していくことが必要です。</p> <p>・質の高い個別の指導計画を作成するためには、主幹教諭等のより専門性の高い教員からの指導・助言が不可欠なため、校内の体制作りの周知や指導・助言のポイント、指導の好事例の情報共有などの取組を進めてまいります。</p> <p>・また、特別支援学校での個別の指導計画の作成における外部人材の活用についても研究を進めていきます。</p> <p>＜第2章 II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (1)多様な障がいへの対応 ⑨特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進 に記載＞</p>
78		・特別支援学校では、個別の指導計画や通知表の作成に主幹教諭や学部主事の教員が指導・助言等に携わるようになっている。児童生徒数の増加に伴い、多くの時間を要しているのが現状である。	
79		・校務支援システムを導入し、複雑な様式を県下統一としたことで現場は大変混乱している。個別の指導計画を作成することのみに大幅な時間を要し、実際の指導のための教材研究等にさく時間が取れなくなっている。紙面を作成することだけに力を注ぐのは、児童生徒の直接の支援指導には結び付かない。今の様式を使って質の高い個別の指導計画の作成をすすめると、授業や支援に活かされないと考える。実際の支援指導に活かされるよう、様式を見直す必要があるように思う。	

80	・エリア別研修によって、地域で学習している子どもたちの支援の状況を話し合うことができれば、子どもたちにとってはとてもよい効果をもたらすと思う。	
81	・特別支援教育コーディネーターへの研修は、参加率が90%ということで、成果として示されているが、これまで開催されてきた研修内容やその内容が現場に届いているかという意味での成果はどう集約されているのだろうか。通常学級における個別の指導計画が効果的に活用されるようになれば、多くの子どもが通常学級で支援を受けながら学校生活を送ることのできるようになるのではないかと思う。	
82	・エリア別研修は参加しやすくよい。研修をすることは専門性の向上のために重要だが、現場は多忙で研修をする時間がない。	
83	・小中の連携については、年々すすんできているが、中高の連携については、高校により特別支援教育の取り組み方が違っており、卒業時に中学校から高校へこれまでの取組をていねいに説明する必要がある。幼稚園や高等学校の参加率が上がるように、研修参加しやすい日程や内容の設定をしていただき、過度な研修とならないようにお願いしたい。	
84	・すでに小・中学校の多くのコーディネーターが研修には参加できているので、これ以上研修を増やすのではなく、研修の在り方を考えるようにして欲しい。	<p>・幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修については、これまでに行ってきたエリア別研修を基本に、特に幼小、小中、中高と連続性、系統性をもって支援をすることができるように、研修の内容や実施方法を検討していきます。</p> <p><第2章 II 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 (2) 全ての教職員を対象とした研修 ⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修 に記載></p>
85	⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修	
86	・特別支援教育コーディネーターのほとんどが複数年特別支援教育に携わってきているので、新たな研修を受ける必要はない。	
87	・なぜ、幼・高の参加状況がよくないのか原因を調査し、それが現場の多忙化の影響であるなら、参加しやすい体制・支援づくりが必要である。	
88	・教員の負担増にならないように、これまでに以上に研修を増やすのではなく、研修のやり方の工夫をして欲しい。	
89	・管理職をはじめ特別支援教育コーディネーターが各学校の教職員に周知するような研修計画を立て、研修を行う必要がある。	
90	・一律に研修を設けると、教職員への大きな負担になるとともに、授業の調整などで学力保障が保てなくなる恐れがあると考ええる。	
91	・コーディネータの質の向上は急務である。障がいのことをわかっていない、わかろうとしない人が多いように感じる。	
92	・専門性を追求するより、全ての障がいについて対応できる特別支援教育コーディネーターや教師を育成してほしい。	
93	・コーディネータが専任で業務できるように、教員の増員が求められる。	
	・年々、研修や書類作成に時間を取られることが増えていて、実際の指導について話し合ったり、教材研究したりする時間がどんどんなくなっている。教員という仕事に魅力があまりなくなっているように思う。現場の意見を聞いて計画をすすめてほしい。	

【特別支援教育全般に関すること】

項目	ご意見の概要	県教育委員会の考え方
94	<p>・子ども本人や保護者が、安心してどの学びの場も選択できるような環境作りに励んでほしい。</p>	<p>「インクルーシブ教育」については、現状において、幼児児童生徒本人のニーズに合った学びの場や支援を提供していくことを基本において、どのような学びの場が考えられるのか、どのような支援であれば幼児児童生徒のニーズに応えられるのか等を検討しながら取組を進めていきます。</p> <p>・インクルーシブ教育の在り方については、幼児児童生徒本人や保護者の教育的ニーズ、それぞれの地域の障がいに係る状況、国の施策などを把握しながら、幼児児童生徒本人の最適な支援を提供できるように取組を進めていきます。</p>
95	<p>・インクルーシブ教育を念頭に、特別支援教育の推進を学校関係者だけにとどまらず、社会全体の意識改革に向けて取り組むような姿勢と意気込みが感じられる推進計画の改訂になるようお願いしたい。</p>	
96	<p>・インクルーシブ教育を取り入れようとする姿勢は読み取れるが、具体的な内容がないので薄い印象。個別の対応も必要だが、集団で学ぶべきことも多いので間違えないように導いてほしい。</p>	
97	<p>・学校、家庭、地域がインクルーシブ教育について、一層の理解と連携を深めていく機会を増やしてほしい。</p>	
98	<p>・特別支援学級児童生徒は生活の基盤は通常学級であるのに、通常学級の在籍にはカウントされていません。そのため42人学級が存在する。他県では支援学級と通常学級の両方で二重にカウントしている実例を聞く。大分県でも取り組んでほしい。インクルーシブ教育を推進するなら、まずは、その意識と制度改革から始めてほしいと強く要望する。</p>	
99	<p>・OJTを考えていく割には、特別支援学校や特定の学校に集中していて、各地各校に対象生徒がいないのではないかと。まずは全ての幼稚園・学校で受け入れをするのが先ではないかと。</p>	
100	<p>・学校現場では、「医学モデル」に偏った考えをもとに指導・支援が行われており、「社会モデル」の考え方についての認識が不十分であると思われる。</p>	
101	<p>・計画内の「インクルーシブ教育」は「特別支援教育を前提としたインクルーシブ教育」であり、本来の「インクルーシブ教育」とは異なったものと考えます。</p>	
102	<p>・国の施策が間違っているのであれば、大分県が模範を示してほしい。特別支援学級や通級、支援学校を新設するよりも、普通学級の中で一緒に学べる環境を整えていただけたらと、切に願う。</p>	
103	<p>・9月に国連の「障害者権利に関する委員会」より出された勧告の内容を踏まえ、先んじて社会モデルとしての「インクルーシブ教育」を実現するための改訂版を作っていただきたい。</p>	
104	<p>・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級による指導などを受ける児童生徒数の増加は、学力至上主義から外れざるをえない子どもが、地域で学べない状況を生み出していることも一因にあると思う。</p>	
105	<p>特別支援学校や支援学級に通う子どもが増加している一番の理由は、普通の学校や普通の学級では、十分な教育を受けられないことを知った子どもや保護者が、あきらめてまたは見限って、支援学校・学級を希望していると思う。ここで、外部人材やら「個別の指導計画」の充実・活用、教員の研修などの施策を行うのは、遠回りのように感じる。</p>	
106	<p>・特別支援学校の在籍児童が増え、分断の教育が進んでいるように思える。障がい児も健常児もともに学べる環境を考えていく必要もあるのではないかと。まずは、小・中学校の合理的配慮の提供の仕組みの学習を進め、学べる環境づくりをしていくべきではないかと。</p>	
107	<p>・特別支援学校の就学基準に該当するかはっきりしなくても、特別支援学校を希望する児童生徒・保護者が多くなっている。小・中学校、高等学校でも特別支援教育をしっかりとやっている現状があることをもっと広報すべき。併せて、小・中学校、高等学校の教職員が主体的に特別支援教育に取り組めるような環境整備が必要。</p>	
108	<p>・「合理的配慮の提供」が不十分のため通常学級での学びを選択できにくい現状がある。</p>	

109		<p>・保護者は、様々な思いの中で医療機関を受診し、検査を受け、就学支援委員会の判定を受ける。特別支援学級で学ぶことを希望したにもかかわらず、3月に「設置できませんでした」と伝えられた保護者はとても多い。教育委員会の「支援学級適」という判断が、子どもたちのニーズに応じた支援につながっていないことをどう考えるのか。設置希望数と実設置数のデータを提示していただきたい。その状況をどう整備するのかを示してほしい。特に、弱視、難聴、言語などの支援を必要とする児童に対する支援学級はほとんど設置されていない。必要とする人数が少ないからといって、支援が行き届かないのは不公平である。</p>	
110	特別支援学級	<p>・市の就学支援委員会で、「難聴学級適」と判定された児童生徒がいるが、難聴学級が開級できず希望に沿えていない。同じく「情緒学級適」と判定された児童生徒が複数いるにもかかわらず、開級できずに支援を受けることができていない。学ぶ権利を保障することになっていないのが現状である。この問題を具体的にどうしていくのか、具体的な取組を示してほしい。</p>	<p>・児童生徒一人一人の教育的ニーズに合った学びの場が適正に提供できるように、児童生徒一人一人が安心して学習を進めることができるように、関係機関、関係部署と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>
111		<p>・支援学級が設置されたとしても、一つの教室をカーテンで仕切り、知的学級7人自・情学級7人在籍のこの環境でいいのか、いつも疑問に思う。</p>	
112		<p>・中学校・高等学校で特別支援学級で対応する場合、生徒たちへの人権教育は十分なのか。特別支援学級に在籍することでいじめの対象になることはないのか。</p>	
113		<p>・発達障がい児には、自身が生活しにくく学校教育に順応できていない状態が続いている子どもがいる。その子どもたちの居場所として障害児通所支援事業所などがあるが、利用者支援のためには教員との連携が特に必要となる。学校現場、特に校長（教頭）の指導力の発揮を期待している。</p>	
114		<p>・教員の専門性の向上に向けて、発達障がいの療育・研修を検討してほしい。特に、小学校の特別支援学級担当教員は児童生徒の個々の障がいの状態と特性の違いなどの対応で試行錯誤している状況にある。学校内に複数特別支援学級がある場合は、担当教員間の連携も重要である。</p>	
115	児童生徒への支援	<p>・障がいや医療的ケアがあるだけで幼稚園に行けず、無園児となっている幼児が多く存在する。特に医療的ケア児は看護師の配置が保護者の付き添いが必須なため、受け入れを断られるケースが多かったり、保護者が無理をして体調を崩すケースもある。世間では、待機児童の数を気にしているが、「行きたくても行けない」子どもや行かせたい親にも目を向けた、各教育機関に看護師を配置、訪問看護師の派遣などの教育環境の整備をお願いしたい。</p>	<p>・障がいの種類、障がいの程度や特性等によって、幼児児童生徒に求められるニーズは異なります。幼児児童生徒一人一人のニーズに合った支援が提供できるよう、関係機関と連携しながら環境整備に取り組んでいきます。</p>
116		<p>・医療的ケア児に関する内容がない。知的障がいや発達障がいばかりが取り上げられている印象がある。肢体不自由、医療的ケア児等も平等に対応してほしい。</p>	
117		<p>・「医療的ケア」や「合理的配慮の提供」についての取組が明記されていない。</p>	
118		<p>・聾学校や盲学校の教育には、特別な専門性を必要とするため、他県ではほとんど人事異動せず聴能訓練等に関わっている教員も多数いる。大分県では、4～6年で異動してしまう。高い専門性が必要となる聾学校の聴能訓練や教育相談などは、ある程度長い期間勤務をすることで、専門性の向上や伝承につながっていくのではないかと。</p>	

119	・障がい特性のある児童生徒の数は増加しているため、対応しただけに十分な人員の配置と児童生徒が活動する場所の確保が求められる。	<p>・教職員配置の充実には、教職員定数の改善が必要なことから、国の動向を注意深く見守りながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育環境の整備について検討し、取組を進めてまいります。</p>
120	・子どもたちのなかには、認定を受けている人以外にもさまざまな支援を必要としている子どもが多く存在する。以前、「人は一番の合理的配慮」であると知り、深く納得した。大分県から、普通学級や特別支援学級の1クラスの児童生徒の定員を減らしたり、複数の教員で授業ができたりする体制を整えてほしい。	
121	・特別支援学級は増加しているが、その学級での指導を考えたときに、児童生徒の定員が1学級8人というのは現実的に不可能である。学ぶ権利を保障するのであれば、最高でも2人の児童に1人の教員で学級を作るべきである。	
122	・学校種は関係なく、全ての学校種で定数の見直しをお願いしたい。インクルーシブ教育を推進する上で、人的環境整備が大きな要になる。	
123	・現在、特別支援学級で情緒学級1～6年8名を担当している。一人一人に応じた教育を行っていきたいが、一人では十分な対応ができないと感じている。子どもたちに寄り添い、学ぶことの喜びを感じる授業を行うためにも、人員増をお願いしたい。	
124	・特別支援教育支援員の確保についても明記されていない。支援員の確保はインクルーシブ教育の推進には欠かせないと思う。	
125	・特別支援学級の1クラス8人は人数が多く、一人一人に行き届いた対応ができない。支援員を各学校に多めに配置してほしい。	
126	・特別支援教育支援員の配置と促進には、直接児童生徒と関わる支援員の特別支援教育研修が必須である。しかし、現在はほとんど研修することなく配置され、夏季休業なども勤務期間となっており、特別支援教育コーディネーターと打ち合わせをする時間の確保が難しい現状がある。通常学級における個別の指導計画が作成活用されるためには、支援員の役割は大きい。配置するだけでは、効果的な支援はできない。	
127	・通常学級において支援を要する児童の増加に伴い、専門的な知識・指導を持つ人・施設を増やすこと、それを支えてくれる支援員の確保・配置は重要で、実現を急がれる課題である。	